

10 公害・廃棄物・環境保全関係

(1) 公害等

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
大気汚染防止法等に基づく届出対象施設の設置等に係る届出	水質汚濁防止法に係る特定施設及び大気汚染防止法にかかるばい煙発生施設施設、特定粉じん発生施設の設置または構造等の変更の際の届出後の実施制限期間(60日)について、都道府県及び政令市における事務処理の実態等も踏まえた上で、その短縮制度を活用するよう逐次都道府県等に助言する。	(結論)	措置(平成11年4月23日)	措置(平成13年1月24日)	(環境省) 平成11年4月23日付け環大規第128号・環水規第157号「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく届出対象施設の設置等に係る届出事務の処理状況調査について」及び平成13年1月24日付け事務連絡「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく届出対象施設の設置等に係る届出事務の処理状況追跡調査について」により、実施制限期間の短縮措置を積極的に活用するよう助言した。	
水質の測定方法	水質の測定方法のうち、全窒素、全燐に係る装置を使った自動測定法に関して、公定法を採用することを認める。	(精度管理手法に関する調査)	(検討)	(結論)	(環境省) 「窒素及びりん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法」(環境省告示、平成13年12月13日公布)において、自動測定装置を用いた方法を公定法として採用した。	

(2) 廃棄物

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
廃棄物の減量化及びリサイクルの推進	廃棄物の減量化及びリサイクルの推進のため、地域における資源循環型経済社会の構築を目指すモデル事業として、地方公共団体と民間企業とが連携し、ペットボトルや家電製品等のリサイクル関連施設整備等を実施するエコタウン事業等を支援する。		逐次実施		(経済産業省、環境省) 現在までに全国17地域におけるエコタウンプランを承認するとともに、これらのプランに基づいて実施される廃棄物処理・リサイクル施設の整備等に対して支援を行うことにより、ゴミゼロ型の地域社会(=資源循環型経済社会)の構築を目指すエコタウン事業を推進しているところである。	

(3) その他

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
リサイクル品の法的認知	環境ラベル等について、ISOにおける国際的な議論を踏まえ、検討し、結論を得、所要の措置を講ずる。	(検討)	一部措置 済 11年9月 29日	(逐次改善)	(環境省) 環境ラベルについては、ISOにおいて議論されていたところ、平成11年4月1日にタイプ(第三者認証)環境ラベルの国際規格が発行された。我が国唯一の第三者認証環境ラベルであるエコマークは、ISOに準拠するとともに透明性を確保するため、平成11年9月29日に学識経験者、消費者団体、産業界等の委員からなる運営委員会が発足し、運営方針や対象となる商品等について審議を実施していくなど体制を一層強化した。また、認定基準をライフサイクル全体を考慮したものに順次改定するなど引き続き商品類型の整備を行っている。平成15年3月末現在、64商品類型、5,476商品が認定されており、環境保全に資する製品の認知に大きく寄与している。	